

総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 研究所内外の研究者が共同し、一定の期間内に成果を出すことを目的とし所定の手続きを経て立ち上げる共同研究を「研究プロジェクト」と呼び、広く研究者コミュニティから独創的アイデアを募る個別連携プロジェクト、基幹研究ハブ部門により構想・育成される未来設計プロジェクト及び連携協定を締結している、または締結を予定している大学・研究機関を対象とした機関連携プロジェクトから成り、次の研究区分を設ける。</p> <p>一 プレリサーチ（略称：PR） 本研究の事前に行う1年間程度の準備的な共同研究</p> <p>二 本研究（略称：FR） 運営会議が決定するプロジェクト期間（3～5年）で進められる共同研究</p> <p>2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備段階として、次の研究区分を設けることができる。</p> <p>一 インキュベーション研究（略称：IS） <u>研究プロジェクト立ち上げのため、予備研究につながる研究シーズを発掘・涵養するために行う共同研究。但し、この区分は未来設計プロジェクトには設けない。</u></p> <p>二 予備研究（略称：FS） FRとしての実行可能性を検証するために行う予備的な共同研究。個別連携プロジェクトについては個別連携FS、未来設計プロジェクトについては未来設計FS、機関連携プロジェクトについては機関連携FSと略称する。</p> <p>三 IS及び全ての種別のFSは、次の段階に進むための移行審査を受けなくてはならない。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この規則は、平成24年12月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年10月3日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規則は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 研究所内外の研究者が共同し、一定の期間内に成果を出すことを目的とし所定の手続きを経て立ち上げる共同研究を「研究プロジェクト」と呼び、広く研究者コミュニティから独創的アイデアを募る個別連携プロジェクト、基幹研究ハブ部門により構想・育成される未来設計プロジェクト及び連携協定を締結している、または締結を予定している大学・研究機関を対象とした機関連携プロジェクトから成り、次の研究区分を設ける。</p> <p>一 プレリサーチ（略称：PR） 本研究の事前に行う1年間程度の準備的な共同研究</p> <p>二 本研究（略称：FR） 運営会議が決定するプロジェクト期間（3～5年）で進められる共同研究</p> <p>2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備段階として、次の研究区分を設けることができる。</p> <p>一 インキュベーション研究（略称：IS） 研究プロジェクト立ち上げのため、予備研究につながる研究シーズを発掘・涵養するために行う共同研究。但し、この区分は未来設計プロジェクトと機関連携プロジェクトには設けない。</p> <p>二 予備研究（略称：FS） FRとしての実行可能性を検証するために行う予備的な共同研究。個別連携プロジェクトについては個別連携FS、未来設計プロジェクトについては未来設計FS、機関連携プロジェクトについては機関連携FSと略称する。</p> <p>三 IS及び全ての種別のFSは、次の段階に進むための移行審査を受けなくてはならない。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この規則は、平成24年12月17日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成26年10月3日から施行する。</p>